

沖縄県個人情報保護審査会答申第 39 号 概要

①件名	「子の住所、連絡先」の不開示決定に対する異議申立てについて
②開示請求年月日	平成 26 年 6 月 3 日
③実施機関	沖縄県知事（子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課）
④決定年月日	平成 26 年 6 月 17 日
⑤決定内容	保有個人情報不開示決定
⑥決定理由	沖縄県個人情報保護条例第 15 条第 8 号に該当
⑦異議申立て年月日	平成 26 年 8 月 8 日
⑧異議申立ての趣旨	保有個人情報の開示を求める。
⑨異議申立ての理由(要旨)	子がとても心配である。児相はどうして親に子の生活所を教えられないのか。よけいに子と離れた感じがする。
⑩諮問年月日	平成 26 年 11 月 12 日
⑪答申年月日	平成 27 年 1 月 29 日
⑫答申内容	<p>○ 審査会の結論 沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った「子の住所、連絡先」（以下「本件請求個人情報」という。）の不開示決定は妥当である。</p> <p>○ 審査会の判断理由（概要） (1) 本件請求個人情報について 審査会において開示決定等に係る保有個人情報を直接見て審議（インカメラ審理）した結果、本件請求個人情報は、実施機関保有の児童記録票に記載された本児の住所及び連絡先であることを確認した。</p> <p>(2) 本件開示請求及び本件異議申立てについて 本件開示請求は、未成年者である本児に代わって、本児の法定代理人である親権者が行ったものである。また、本件異議申立ては、その時点では本児は成人に達しているが、本件処分時には本児が未成年者であったため、異議申立人には本件処分に対する異議申立てをする権利があった。</p> <p>(3) 条例第 15 条第 8 号該当性について 条例第 15 条第 8 号は、法定代理人が開示請求を行った場合において、保有個人情報の本人と当該法定代理人の利益が相反する情報について、不開示情報として要件を定めたものである。 以下、同号の該当性について判断する。 実施機関において開示請求後に本児に確認したところ、本児自身が不開示を望んでいるとのことであった。また、これまでの異議申立人との関わりや本児自身が異議申立人に当該情報を知られないよう関係者に対して協力依頼している事実等を考慮すると、保有個人情報の本人と当該法定代理人の利益が相反するものであると認められる。 よって、本児の住所及び連絡先は、条例第 15 条第 8 号の規定により不開示とすることが妥当である。</p>